

## 1 概論

### (1) 趣旨

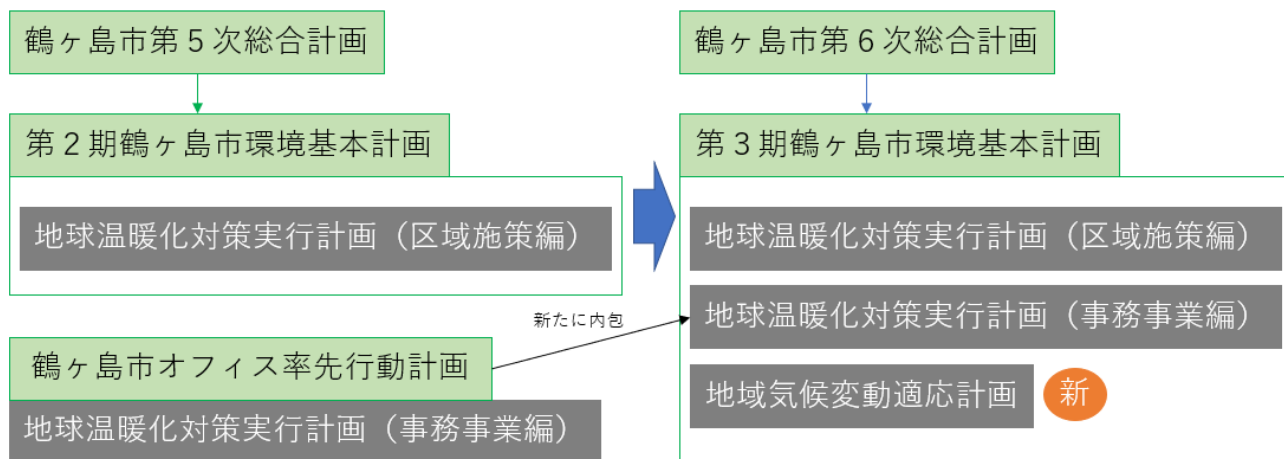
令和4（2022年）年度で現行の環境基本計画及び地球温暖化実行計画の計画期間が終了することから、次期計画の策定を行うものです。

2030年度までに温室効果ガスを46%削減する政府目標、SDGsの考え方、気候変動リスクなど顕在化する新たな状況へ対応する必要があります。

今回の策定においては、温室効果ガスの削減をより効率的、効果的に推進するため、環境基本計画に内包していた地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に加え、別立てで作成されていた地球温暖化対策実行計画（事務事業編）である「鶴ヶ島市オフィス率先行動計画」を新たに内包することとします。それにより、今まで市役所内部でしか議論されていなかった地球温暖化対策実行計画（事務事業編）について、外部の意見を取り入れることができます。

また、地球温暖化のリスクに対応するため、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画を新たに作成し内包することとします。

#### 計画の体系図



### (2) 計画期間

令和5年（2023年）度～令和14年（2032年）度 5年目に中間見直し

## 2 体制

### (1) 市民参加

- ①市民アンケート
- ②市民環境団体
- ③パブリックコメント

### (2) 市議会への報告

### (3) 環境審議会

第1回・7月上旬、第2回・10月頭、第3回・2月下旬、第4回・3月に実施予定。

### (4) 庁内

①鶴ヶ島市環境基本計画庁内推進会議

第1回・6月下旬、第2回・10月頭、第3回・2月中旬に実施予定。

新たな計画の内包に伴い、鶴ヶ島市環境基本計画庁内推進体制整備要綱を改正予定である。

②鶴ヶ島市地球にやさしいオフィス率先行動計画推進委員会

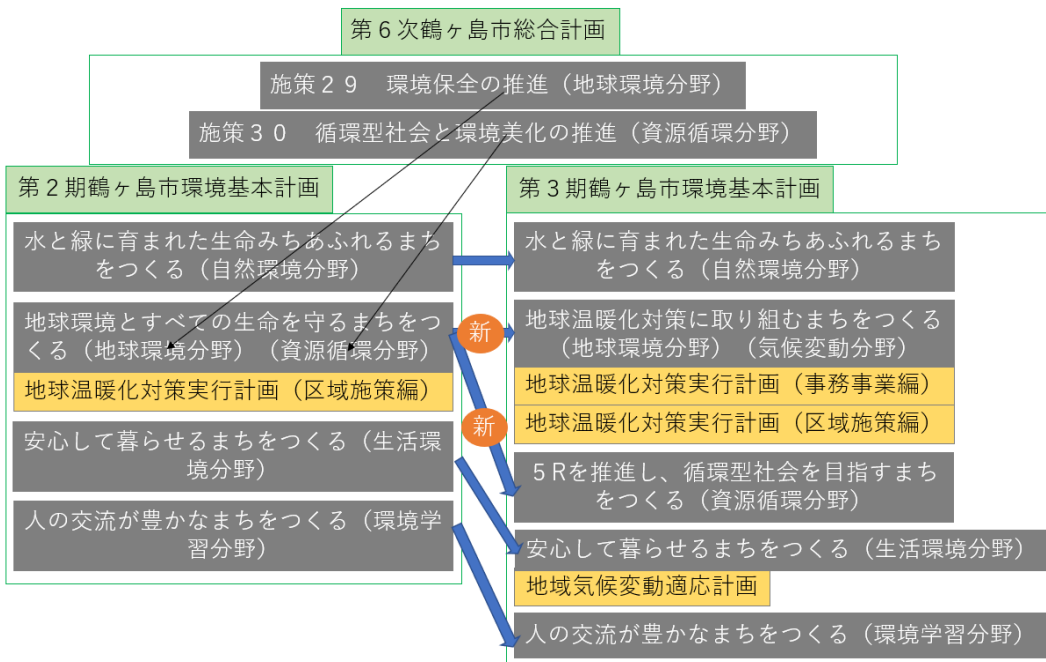
(5) 事業者

3 環境像及び計画体系の見直し

(1) 環境像

第1期、第2期の「里山と小川 風と緑と生きものと 共に生きるまち」から市全体をイメージできる「**風と緑と生きものと 共に生きるまち**」に第3期では変更します。

(2) 基本目標



4 スケジュール

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
基本方針等作成	→													
指名委員会・契約			→											
環境報告書作成			→											
市民意識調査作成				→										
改正素案作成								→						
市民環境団体ヒアリング									→					
改正原案作成										→				
市議会への報告											→			
パブリックコメント												→		
庁内推進会議					①				②				③	
行動計画推進委員会									①				②	
環境審議会						①			②				③	④